

社会福祉法人まこと福祉会 あおぞらクラブ



【児童クラブの運営全般について】

学童保育所とは、児童クラブまたは放課後児童クラブのことであり、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね12歳未満の児童、その他、健全育成上指導が必要とみとめられる児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4～6年生）を対象に、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的とした事業です。

平成30年度より 保護者会からの委託を受けて、社会福祉法人まこと福祉会による運営になります。

運営費用は主に長崎市からの補助金と保育料収入でまかっています。

【児童クラブの対象児童】

児童クラブの対象児童の要件は、児童の保護者が次のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合です。

- ① (1) 昼間に居宅外で労働 (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事意外労働
- ② 昼間に求職活動（求職活動後90日目を迎える日の月末まで）
- ③ 昼間に学校教育法に規定された学校、専修学校または各種学校や職業訓練校在学
- ④ (1) 妊娠中又は出産後間もないこと
（妊娠中から出産後8週目を迎える日の月末まで）
(2) 育児休暇をする際にすでにクラブを利用中の児童がいた場合、育児休暇を取得する子が1歳を迎える日の月末まで
- ⑤ 疾病・負傷（入院または病臥）又は精神・身体に障害を有していること
- ⑥ 長期にわたり疾病の状態にある親族または精神・身体に障害を有する親族を常時介護していること
- ⑦ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑧ 虐待の恐れ、配偶者からの暴力により、家庭内で過ごすことが困難である

※上記要件に該当しない児童は、児童クラブの対象ではありません

社会福祉法人まこと福祉会 理念

1. 保育理念

地域の中で親も子どもも育ちあえる「共異体」の創造へ

- ① 多様な価値観のなかで、お互いを認め合い（親の育ち）
- ② 子どもの主体性が育つ物的・人的環境をデザインし（子どもの育ち）
- ③ 誰もが安心して子育てができるコミュニティの拠点となる（育ち合いの場づくり）

2. 保育方針

子どもの主体性を育てる保育

- ① 主体性を育てる保育（生活を育む）
- ② 一人ひとりの特性に応じた保育（個性を育む）
- ③ 自発的な遊びを通じた保育（自立を育む）
- ④ かかわりを大切にされた保育（自律を育む）

3. 保育目標

自分らしく意欲的で思いやりのある子ども

- ① 自分を好きになれる子ども（自尊感情をもてる子ども）
- ② やりたいことをやれる子ども（意欲的な子ども）
- ③ 人の喜びを喜べる子ども（思いやりのある子ども）

学童 は昔の地域社会そのものであると考えます。その社会には、男女がいて、お兄ちゃんがいて、小さい赤ちゃんがいて、同年代の子どもがいて、その中で子ども達は、けんか（葛藤）や共感を経験しながら、生きる力を培っていくものだと思います。

指導員の役割は、常に大人が指示を出して、指示待ち人間を育てるのではなく一人ひとりの違いを認めて、子どもたちがなんでも挑戦しようとする意欲を育み、自尊感情を高め、人と違っていいんだという安心感を持って生活できるように、本当に必要なときに声をかけて、子どもたちのいいところを引き出していく事だと考えます。子どもが持つ力を信じ、できる限りども社会を大切にしていきたいと思えます。

【学童クラブの一日】

- ◎ 『ただいま』『おかえりなさい』とにっこり笑顔
- ◎ 靴を下駄箱へランドセルをロッカーへ
- ◎ 自由時間 宿題をしたり 宿題がない子は自由遊びます
- ◎ 宿題が終わったら おやつを みんなで『いただきます』
- ◎ おやつ後は 掃除タイム
- ◎ お迎えが来るまで 自由遊び

○保育時間

- 平日（月～金）・・・・・・・・下校時～19：00
- 土曜日・・・・・・・・8：00～19：00
- 学校代休日・・・・・・・・8：00～19：00
- 春・夏・冬休み・・・・・・・・8：00～19：00

※一年生は、慣れてくるまで学校までのお迎えをいたします。

※延長保育は行っていませんので 19：00 までのお迎えをお願いします

○お休み

- 休日・・・・・・・・日曜祝祭日
- 盆休み・・・・・・・・8月13日～8月15日
- 年末年始・・・・・・・・12月29日～1月3日

《土曜日の給食》

○学校代休日

家庭より手作り弁当か、購入（ほっともっと）になります

○長期休み

家庭より手作り弁当か、購入（ほっともっと）になります

始業式・始業式の日などの学童手作給食は、1食350円で注文を取ります

【あおぞらクラブの一年】

4 月	5 月	6 月	7 月
春休み ○1年生歓迎 パーティー ○歓迎遠足	○母の日のプレゼント作り	○梅雨時期ですが、 室内で元気に遊びます	夏休み ○プール遊び ○映画・ ドッジボール練習 など
8 月	9 月	10 月	11 月
夏休み ○市民プール ○球技大会 カブトガニアリー ナへ全員集合	季節も良いので 虫取りや散歩で 木の実さがし	木の実遊び どんぐり笛・コマを 作ったり、落ち葉で 遊びます グリーンランド (10月)	○稲佐山での学童 祭り参加
12 月	1 月	2 月	3 月
冬休み ○クリスマスケー キをみんなで作り ます。 ○映画	伝承遊び 缶マフラーづくり ○今年は誰にあげ ようかな? ○初詣、お正月遊び ○5・6年生は佐賀の 天山スキー場にい きます。	○寒くても外遊び ○短なわチャレン ジ 指導員と一緒に	春休み ○学童番付 ○映画、野外へでか けよう

専門の支援員と共に家庭的な雰囲気の中で過ごします
(行事予定は変更になる事があります。他にも学年ごとのお出かけをします)

『学童保育あおぞらクラブ』

申し合わせ事項

○保育料は、毎月 27 日に自動引き落としとなります。別途活動費などある場合はその都度回収することがございます。

○事故・怪我などで病院の判断が必要な時は、小学校と同じようにお迎えに来ていただき受診していただきます。障害保険は学童で加入いたします。

○退所する際は、退所月の 15 日（9 月退所の場合 9 月 15 日）までに連絡するとともに退所届を提出します。

※ 退所の届け出がない限り、継続して保育料を収めることとします

『入所を希望される方へ』

※入所手続き

○提出書類・・・①入所申込書 ②承諾書 ③
平成 31 年度放課後児童クラブ利用申込書 ④勤務証明書
⑤児童調査書

※市役所提出期限がありますので、①、②、③は必ず 3 月 9 日までに提出 お願いします（④はそろい次第の提出をお願いします）

期限までの提出がない場合入所できない場合がございます。

申込み人数が多い場合は抽選となります。

※連絡先

学童保育所あおぞらクラブ

【昼 12：30～19：00】

TEL 850-2321

携帯 090-080-9194

【保育料について】

《通常保育》

学 年	月 額	春・冬休み加算金	夏休み加算金	夏休み行動費
1 年生	9,000 円	1,000 円	6,000 円	4,000 円
2 年生	8,000 円	1,000 円	6,000 円	4,000 円
3 年生	7,000 円	1,000 円	6,000 円	4,000 円
4 年生	4,000 円	1,000 円	6,000 円	4,000 円
5~6 年生	3,500 円	1,000 円	6,000 円	4,000 円

※4月1日より通所される新1年生については、春休み加算金500円が必要となります。

保育料支払い方法

・月額保育料については

十八銀行 長崎漁港支店 普通預金 充の

送金にて払い込むようになっております。前納制なので前月27日までに当月分保育料を振り込んで頂きます

※保育料は指導員は預かりません。

- ・振込手数料は保護者負担となります（十八銀行間同士のみ54円かかります）
- ・加算金・行動費については、雑費納入袋にて徴収いたします。

《季節保育》

対象利用者	春・冬休み利用料	夏休み利用料	夏休み行動費
3年以上在籍した 4年生以上の利用者	7,000 円	15,000 円	4,000 円

※雑費納入袋にて徴収いたします。

※夏休み利用時に、別途 行事費6,000を徴収します。

《雑費その他》

内容	金額	徴収月	備考
入会金	3,000 円	4 月	一世帯ごと最初の入所時のみ
スポーツ保険	800 円	4 月	一年ごと
市連協	2,800 円	4 月	一年ごと

※雑費納入袋にて徴収いたします。

※季節保育利用者も、上記の雑費を徴収いたします。

母子家庭等免責

入所児童のうち、母子家庭等の保育料について児童について児童クラブで減免する(した)場合に、その減免額に対して補助金を交付します。

- ・補助額 保育料減免額。ただし児童一人につき月額 4,000 円を限度とします。
- ・補助対象 次のAとBどちらにも該当する保護者については保育料を減免している児童クラブです。

A	<ul style="list-style-type: none"> ① 両親がいない児童の保護者 ② 母子家庭児童の保護者 ③ 父子家庭児童の保護者 ④ 兄弟姉妹が児童クラブに二人以上入所している場合の保護者 (この場合補助対象は二人目以降の分に限りま)
B	<p>平成 29 年 4 月 1 日現在において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小学校就学前の児童について児童手当を受けている者(年度途中となった場合は、その受給権発生以降の期間) ② 児童扶養手当を受けている者(年度途中に受給する事となった場合は、その受給権発生以後の期間) ③ 特別児童扶養手当を受けている者(年度途中に受給することとなった場合は、その受給権発生以後の期間) ④ 生活保護の支給を受けている者(年度途中に受給することとなった場合は、その受給権発生以後の期間) ⑤ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援を受けている者 ⑥ 公的年金または遺族補償を受けている者であって、前年度の所得が児童扶養手当の一部支給停止の所得制限額未満である者
<p>《申請に必要な添付書類》 上記①～⑥に応じて次の添付書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「児童手当継続認定のおしらせ」 「児童手当認定のおしらせ」 「児童手当支払いのおしらせ」 いずれかの写し ② 「児童扶養手当証書の写し」 ③ 「特別児童扶養手当証書」の写し ④ 「生活保護診療依頼証」の写し ⑤ 当該支援を受けていることを証する書類の写し ⑥ 公的年金または遺族補償の需給を証する書類の写し及び平成 28 年分の所得証明書 (源泉徴収票などは不可) 	

年度末に該当する世帯へ保育料の減免を行っております。

補助金の申請は例年 12 月頃ですが、改めてご案内はいたしません。該当される世帯の方は児童調査票の補助申請※2 の欄に上記 A の①～④のいずれかをご記入ください。

(該当されない方は記入は不要です)

また年度途中や申請後であっても変更は可能ですので、児童クラブまでお知らせください。